

○国立大学法人茨城大学職務発明等補償金支払要項

(平成16年6月16日要項第1号)

改正 平成23年10月12日要項第13号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人茨城大学職務発明規程第10条の規定に基づき、国立大学法人茨城大学(以下「本学」という。)の教職員が行った発明等に係る補償金、その支払い及び請求方法に関し、必要な事項を定める。

(出願権承継補償金の支払)

第2条 学長は、職務発明に係る特許を受ける権利を承継し、又は職務発明に係る特許権を譲り受けたときは、当該発明者に対し別表1に定める補償金を支払うものとする。

(実施補償金の支払及び研究費の配分)

第3条 学長は、職務発明に係る特許を受ける権利又は特許権を承継し、特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得た場合において、当該発明者に対し、毎年1月1日から12月31日までの間に得た当該収入について、別表2に定める補償金を支払うものとする。

2 学長は、前項の補償金を支払うとき、当該発明者の所属する部局に対し、別表3に定める研究費を配分するものとする。

(共同発明者に対する補償)

第4条 前2条に規定する当該補償金の支払を受ける権利を有する発明者が2名以上あるときは、補償金は発明等届出書に記載された発明等の貢献度に応じて支払うものとする。

(補償金請求権の承継人又は転退職者に対する補償)

第5条 補償金の支払を受ける権利を承継した者(以下「承継者」という。)又は転退職した発明者への補償金の支払は、前3条の規定を準用する。

(考案への準用)

第6条 この支払要項は、本学の教職員がした考案に準用する。この場合において、別表1中「7,500円」とあるのは「2,500円」と読み替えるものとする。

(意匠の創作への準用)

第7条 この支払要項は、本学の教職員がした意匠の創作に準用する。この場合において、別表1中「7,500円」とあるのは「3,000円」と読み替えるものとする。

(品種の育成への準用)

第8条 この支払要項は、本学の教職員がした品種の育成に準用する。この場合において、別表1中「7,500円」とあるのは「3,000円」と読み替えるものとする。

(出願変更されたときの補償)

第9条 第2条の規定の適用に当たっては、出願中に特許出願が実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更されたときはそれぞれ考案又は意匠の創作の例により、実用新案登録出願又は意匠登録出願が特許出願に変更されたときは発明の例によるものとする。

(補償金の請求手続)

第10条 発明者は、補償金を請求する場合は、補償金請求書(様式第1)を学長に提出するものとする。ただし、発明者が2名以上あった場合は、その持分に応じてそれぞれの発明者から補償金を請求するものとする。

(補償金請求権の承継人又は転退職者による補償金の請求手続)

第11条 承継者又は転退職した発明者が補償金を請求する場合は、前条の規定を準用する。

2 承継者が補償金を請求する場合は、これを証する書面(戸籍抄本の写し、住民票、譲渡契約書の写し等)を添付し、補償金請求書の「その他」の欄には請求に係る発明者及び承継理由(「継続」、「譲渡契約」等)並びに続柄を記載するものとする。

3 転退職者が補償金を請求する場合は、補償金請求書の「その他」の欄には本学が職務発明を承継したときの職名と転退職した年月日を記載するものとする。

附 則

この要項は、平成16年6月16日から実施する。

附 則(平成23年10月12日要項第13号)

この要項は、平成23年10月12日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

別表1

補償金の額
権利1件につき、10,000円

別表2

補償金の額
収入額から出願等経費を控除後の額×3分の1(ただし、千円未満切り捨て)

別表3

補償金の額
収入額から出願等経費を控除後の額×3分の1(ただし、千円未満切り捨て)

様式第1

(登録／実施・譲渡)補償金請求書

[別紙参照]